

更新：令和7年4月

【社会福祉協議会について】

社会福祉法人御代田町社会福祉協議会

目次

第1章 社会福祉協議会とは	3
1 社会福祉協議会が目指すもの	3
（1）社会福祉協議会とは何か	3
（2）地域福祉と社協活動	3
2 社会福祉協議会の組織と事業	4
（1）社協の組織	4
（2）社協が実施する事業	4
（3）社協の法的位置づけ	5
（4）全国的なネットワークとしての社協	5
（5）あらためて「社協」とは	6
第2章 社会福祉の基本理念	7
1 社会福祉の意味と考え方	7
（1）社会福祉とは	7
（2）社会福祉の目的	7
2 社会福祉の範囲・対象	8
（1）社会・経済の変化と社会福祉の範囲・対象の拡大	8
（2）新しい社会福祉の課題	9
3 社会福祉をつくる仕組み	9
（1）社会福祉関連の法令	9
（2）社会福祉の行政組織	11
（3）社会福祉サービスの供給組織	12
（4）社会福祉の活動と事業	12
4 社会福祉に働く専門職	13
（1）社会福祉サービスに関わる専門職制度と資格	13
（2）社会福祉協議会職員の専門性と倫理	13
第3章 御代田町社協の主な事業・活動の紹介（法人理念・経営理念）	14
1 御代田町地域福祉センター（通称：ハートピアみよた）	15
（1）法人運営	15
（2）理事会、評議員会等の運営	15
（3）経理事務と社協全体の財務管理	15
（4）職員の採用、研修、人事労務管理	15
（5）社協の発展と連携強化	16

2 地域福祉事業（受託事業を含む）	16
（1）地区社会福祉協議会の組織	16
（2）いきいきサロン活動の支援	16
（3）社協だより「みよちゃん」の発行	16
（4）日本赤十字社御代田町分区事務局の運営	16
（5）ボランティア地域活動センターの運営（御代田町受託事業）	17
（6）権利擁護事業の実施	18
（7）総合相談事業の実施（御代田町受託事業）	18
（8）生活福祉資金貸付事業の実施（長野県社協受託事業）	19
（9）くらしの資金貸付事業の実施	19
（10）つながりサポート事業の実施（御代田町受託事業）	19
（11）ファミリーサポートセンターの運営（御代田町受託事業）	20
（12）生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業の実施（長野県受託事業）	20
3 共同募金配分金事業	20
（1）みよた町民ふれあい広場の開催	20
（2）御代田町社会福祉大会の開催	20
（3）フードバンクみよた事業の実施	20
（4）一人暮らし高齢者「むつみ会」の開催	20
（5）小中学生のボランティア体験	21
（6）ワークシェアと居場所事業の実施	21
（7）福祉関係団体及びボランティアグループ（地域活動）に対する助成	21
4 介護保険事業	21
（1）居宅介護支援事業所 ハートピアみよた	22
（2）訪問介護事業所 ハートピアみよた	22
（3）通所介護事業所 ハートピアみよた	22
（4）認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームみよた	23
（5）認知症対応型共同生活介護事業所 サテライト事業所グループホームさくちゃん家	23
5 障がい者・障がい児福祉事業	23
（1）訪問介護事業所 ハートピアみよた	24
（2）通所介護事業所 ハートピアみよた	24
（3）やまゆり共同作業所（多機能型事業所）	24
6 その他事業（受託事業及び独自事業）	25
（1）御代田町地域福祉センターの運営	25
（2）子育て応援ヘルパー派遣事業の実施	25
（3）福祉有償運送サービスの実施	25
（4）家族サポート事業の実施	25
（5）日中預かりサービスの実施	25

第1章 社会福祉協議会とは

1 社会福祉協議会が目指すもの

（１）社会福祉協議会とは何か

社会福祉協議会（以下「社協」という。）とは、「地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、あらゆる地域の課題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織」であるとしています。

また、「社会福祉協議会基本要項 2025」では、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、『ともに生きる豊かな地域社会』を創造することを使命とする。」としており、社会福祉法では、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定しています。

（２）地域福祉と社協活動

全国社会福祉協議会のホームページより、「地域福祉とは何か」について紹介します。

地域福祉の目的は、高齢、障がい、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになって、これまでつくりあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などへの社会参加ができる、あるいは社会との繋がりを保つことで、誰もが自分らしく、誇りをもって、まちの一員として普通の生活を送ることのできるようになることです。

地域福祉を進めるためには、在宅での暮らしを支援するいろいろな福祉サービスを整備することに加え、地域の人々の結びつきを深めるための助け合い活動や交流活動を盛んにすること、道路、公園、商店街などを誰もが利用しやすいものとするなどが、とても大切です。

地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけではなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民の方々、保健、医療、住宅、建設、商工業にたずさわるさまざまな専門家、団体の方々など、多くの協力が必要です。

あわせて、学問的な整理についても紹介します。

地域福祉とは、社会福祉サービスを必要とする個人、家族の自立を地域社会の場において図ることを目的とし、それを可能とする地域社会の統合化及び生活基盤形成に必要な生活・居住条件整備のための環境改善サービスの開発と、对人的福祉サービス体系の創設、改善、動員、運用、及びこれら実現のためにすすめる組織化活動の総体をいう。

社協は、このような地域福祉の考え方をその基本とし、福祉サービスのあり方として、福祉サービスを必要とする人ができるだけ地域社会との関係を断たずに生活できること、それを行政制度や家族だけではなく、隣人、友人、地域社会が一体となって支えることが大切であるという考え方にたって事業を進めてきました。

2 社会福祉協議会の組織と事業

(1) 社協の組織

社協は、住民、住民組織、公私の社会福祉関係者、さらに幅広い分野や主体の諸団体が参画することによって成り立っています。社会福祉・地域福祉にかかわる個人・団体の一つの柱は「住民」、もう一つの柱は「社会福祉を目的とする事業関係者」です。

社会福祉・地域福祉は特別な人びとのためのものではなく、すべての住民にかかわるテーマです。すべての住民を社会福祉・地域福祉の関係者と位置づけ、広く住民の参画を得ることが社協にとって重要なこととなっています。

一方、社会福祉を目的とする事業の関係者が社協に参画することは、単に同業者組織に集まるという意味ではなく、ともに協働して社会福祉・地域福祉を推進するためと意義づけられます。

社協の経営は、理事が事業等の執行責任を担い、評議員会が組織の議決機関として位置づけられていますので、上述の個人・団体を代表する人びとが評議員として社協にかかわることとなります。

多くの社協が構成員組織会員制度（団体会員制度）を持ち、その会員の中から評議員が選任されるというかたちをとっています。また、構成組織化委員そのものは持っていないくても、同様の考え方にたって、地域の住民組織や関係組織を代表する方々が評議員に選任されています。

住民会員は、社協組織との間に権利義務関係を持っていない場合が多いのですが、会費を払うという行為も社協への参画といえます。この住民会員制度を含め、社協の諸活動への参加全体をもって、それに関わる人びとや団体が社協組織を構成していると考えられます。

(2) 社協が実施する事業

先に述べたように、社協の事業は極めて幅広いものであり、次のように4つの分野に分けて考えることができます。

法人運営部門	事業全体の管理、総合的・計画的な事業を執行するための組織管理
地域福祉活動推進部門	住民参加による地域福祉の推進 福祉のまちづくり推進、ボランティア活動・市民活動の推進
福祉サービス利用支援部門	福祉サービス利用に向けての支援
在宅福祉サービス部門	介護保険・支援費制度、その他の在宅福祉サービスの実施（制度・自主）

法人運営部門は、事業全体の管理や組織全体を管理する部門であるため、事業全体を支える部門となります。その上で、地域福祉活動推進部門という、もっとも社協らしい部門の事業をベースにしながら、福祉サービス利用支援部門、在宅福祉サービス部門の各事業をバランスよく展開していくことが重要です。

福祉サービス利用支援部門は、住民の福祉サービス利用に向けての支援を担う部門で、権利擁護機能が含まれることから、在宅福祉サービス部門とは分けた組織にすることが必要であると考えられています。

どの部門も、その目標は福祉ニーズを持つ地域住民の生活を具体的に支えることであり、いずれの事業もその目標に向けて展開されることが必要です。さまざまな事業を展開する際には地域福祉活動推進部門が基礎となることで、より社協らしい事業が展開されることになります。

（３）社協の法的位置づけ

社協は、社会福祉法第 109 条、第 110 条及び第 111 条に規定されている民間組織です。

法律に位置づけられているからといって、公費負担を保障されている訳でも関係者の参加が義務づけられている訳でもありませんが、社協の社会的存在意義が法律によって示されていることは非常に重要です。

また、この法律は、社協の活動を規制するためにつくられたものではなく、社協活動の実態に基づいて成文化されたものであるという点が特徴です。特に、市町村社協及び地区社協に係る規定は、社協関係者によって展開された法制化運動の結果、ようやく規定されたという経過をたどっています。なお、この法律には社協の行う事業も規定されていますが、これ以外をしてはならないという趣旨ではなく、事業の枠組みが示されているものです。

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、…（中略）…次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図る目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、…（後略）…

- （１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

第 110 条 都道府県社会福祉協議会は、…（中略）…次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図る目的とする団体であって、…（後略）…

- （１）前条第 1 号各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行なうことが適切なもの
- （２）社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- （３）社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- （４）市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

第 111 条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連携及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

（４）全国的なネットワークとしての社協

社協は、すべての市町村、都道府県、さらに全国的に組織されています。また、政令指定都市の区域内に組織されている社協も一部あります。それぞれの社協は独立した組織であり、いわゆる「本社」、「支社」の関係にはありません。市町村社協が都道府県社協を構成し（区社協が政令指定都市社協を構成し）、都道府県社協が全国社協を構成するという組織形態になっています。

社協それぞれの事業は、それぞれの会員（メンバー）が決めるものであり、当該自治体を実施する福祉事業との関係で決まることがある一方で、共通の目標を持つ全国的な社協ネットワークの中で互いの情報交換や意見交換を緊密に実施しており、それらを通じて新たな考え方や新たな事業が生まれてきています。都道府県社協や全国社協が発出している指針などは、社協ネットワークの中から生まれてきた実践や考え方を整理したものであり、それを各地の社協に提案しているものである（強制力を持つものではない）ということができます。

（５）あらためて「社協」とは

この項目のまとめとして、「社会福祉協議会基本要項 2025」を整理しておきます。

I 社会福祉協議会の使命、組織特性、活動原則

1 社会福祉協議会の使命と住民主体の理念、

（１）社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

（２）住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業及び組織経営は、住民主体の理念に基づいて展開する。

住民主体の理念とは、①住民を中心に置くこと ②住民のニーズに基づくこと ③住民の主体形成と組織化を基礎とすることである。

2 社会福祉協議会の組織

（１）社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。

（２）社会福祉協議会の組織特性

社会福祉協議会は、次の５つの組織特性を有する。

- ①住民や地域の関係者による協議体組織
- ②地域福祉を創造する運動体組織
- ③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ④公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ⑤市区町村、都道府県・政令指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

2. 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動をすすめる。

- ①住民ニーズ基本の原則 ②住民活動基盤の原則 ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則 ⑤連携・協働の原則 ⑥専門性の原則

II 社会福祉協議会の機能

1 市区町村社会福祉協議会の機能

市区町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たす。

- ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ②組織化、連絡調整
- ③福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④相談事業
- ⑤権利擁護
- ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑦福祉教育の推進
- ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑨災害時等の支援
- ⑩地域福祉の財源確保及び助成の実施

第2章 社会福祉の基本理念

1 社会福祉の意味と考え方

（１）社会福祉とは

広辞苑で「福祉」という言葉を見ると、「①幸福。公的扶助による生活の安定、充足。自由の理」と載っています。また、「社会福祉」という言葉を見ると、「国民の生存権を保障するため、貧困者や保護を必要とする児童・母子家庭・高齢者・身体障がい者など社会的障がいをもつ人びとに対する援護・育成・更生を図ろうとする公私の社会的努力を組織的に行うこと。」と載っています。社会福祉とは、社会における幸せや豊かさ、あるいは満足すべき生活環境をめざす公私の組織的な社会的努力と、そのための社会的な仕組みといえます。

社会福祉が事業として成立したのは第2次世界大戦後のことです。それまでは慈善事業、感化救済事業、社会事業などと呼ばれていました。それが国や自治体だけではなく、社会福祉を担う人びとの努力により、社会を組み立てていくための不可欠な事業として時代とともに拡大し、組織的に発展し、社会制度のひとつになったといえます。

わが国の障がい者福祉の基礎づくりに多大な業績を残すとともに、戦後の福祉思想に大きな影響を与えた糸賀一雄は、「社会福祉という言葉は、あくまで『社会』という集団の中におけるひとりひとりの『幸福な人生』（福祉）でありさえすればよいというものではない。つまり、社会が豊かであり、富んでさえいれば、そのなかに生きている個人ひとりひとりは貧しく苦しんでいる者がいてもかまわないというのではない。社会福祉というものは、社会の福祉の単なる総量をいうのではなくて、そのなかで個人の福祉が保障される姿をさすのである。」と記しています。このように社会福祉とは、社会全体の福祉のなかで、個人の福祉が尊重されることが求められているものです。

（２）社会福祉の目的

憲法第25条は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すること、社会福祉に関する国の義務を規定しています。今日の社会福祉の目的は、こうした国や自治体による最低限度の生活の保障にとどまらず、国民すべてが生活課題を抱えた場合に、「社会連携の考え方に立って支援し、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心した生活が送れるような自立を支援すること。」となっています。

ここでいう「自立」とは、その人らしく、かけがえのない人生を自分の意志で送ることであり、誰もが人生の主人公として、自由に人生のシナリオを描く姿にこそ個人の尊厳があるという考え方が含まれます。それぞれの個人が単に頼り合い、もたれ合うのではなく、障がいの有無や年齢などさまざまな条件に関わりなく、住み慣れた地域で、家族や隣人、友人などとともに、その人らしく暮らせる社会こそがノーマライゼーション社会にほかなりません。

【日本国憲法】

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び推進に努めなければならない。

こうしたノーマライゼーションの考え方は、社会福祉法第3条に「福祉サービスの基本的理念」を規定しており、同法第4条には「地域福祉の推進」を規定しています。

【社会福祉法】

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とするほかの法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身とともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、社会福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

2 社会福祉の範囲・対象

（1）社会・経済の変化と社会福祉の範囲・対象の拡大

社会福祉は、戦後の混乱した貧しい時期に、「貧困からの脱出」を目標に掲げ、膨大な数の貧困者や戦傷病者の救済、戦災孤児等の保護から始まりました。昭和30年代（1950年代後半）の高度成長期には、知的障がい者や高齢者、母子家庭にまでその対象が広がりましたが、いずれも低所得層の人びとが対象とされており、物的、金銭的救済が中心となっていました。

昭和 40 年代（1960 年代後半）以降、急激な高齢化や国民の生活構造あるいは生活意識の変化、さらに社会福祉に対する人びとの意識の変化に伴い、福祉に対する人びとのニーズは貧困の問題にとどまらず、多様化・高度化することになりました。例えば、それまでは家庭や地域で行われていた介護や育児が、老人ホームや保育所などによって行われるようになりました。こうした課題を解決するためには、それまでの金銭的救済や保護だけでは不十分となり、社会的サービスとしての福祉サービスが必要になってきたといえます。さらにその後、福祉の対象が低所得者に限らず、福祉ニーズを有する全ての人びとへと拡大することになりますが、その一方で、無料又は定額負担の福祉から、有料・応益負担の福祉へと転換が図られていくことになります。

昭和 40 年代～昭和 50 年代（1960 年代後半～1970 年代後半）の福祉サービスは、入所施設によるものが中心となっており、その後、徐々に在宅福祉サービスが伸びていきますが、在宅福祉サービスが飛躍的に充実するのは年号が平成に改まって（1990 年代）からのことです。

（２）新しい社会福祉の課題

社会福祉は、貧しい社会における貧困者の救済を中心とした選別的な福祉から、豊かな社会における国民すべてのための普遍的な福祉へと変わり、そして今日では、社会のセーフティネットの役割を果たしているといえます。

都市化や核家族化、少子化などが進むなかで、人と地域とのつながり、人と人とのつながりが一層希薄になっていきます。社会福祉制度が充実してきたにもかかわらず、精神障がい者に対する偏見や差別、外国人の排除や摩擦、孤独死、家庭内の虐待・暴力といった「社会的排除」や孤立などが増加してきており、いわゆる社会的援護を必要とする人びとに社会福祉の手がなかなか届きにくいという状況があり、これらの人びとに対する支援が強く求められています。

3 社会福祉をつくる仕組み

（１）社会福祉関連の法令

ホームヘルパーサービスやデイサービス事業の運営、生活福祉資金の貸付などの事業やサービスの実施は、すべて「法令」に基づいて行われます。「法令」とは、国会で制定された「法律」、法律の執行に係る事項に関して内閣が定めた「政令」、そして主務大臣が定めた「省令」等をあわせた名称です。この「法令」の制定趣旨等を国民に徹底し、円滑な施行と運用を図り、周知すべき事項を国から示したものが「通知」や「事務連絡」という文書です。この「通知」や「事務連絡」は、その内容に応じて、事務次官、部局長、課長などから発出されます。これら一連のものを総称して「法令等」という言葉が使われています。

介護保険制度を例にみると、該当する「法令等」とは、「介護保険法」（法律）、「介護保険法施行令」（政令）、「介護保険法施行規則」（厚生労働省令）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（老人保健福祉局企画課長通知）などというふうに連なっています。

一般的に「法令等」は、サービスや事業を実施する際を守るべき最低基準を示しています。「法令等」に違反しない範囲で、基準を上回るサービスを提供したり（上乘せサービス）、基準に定められていない独自のサービスを提供することも可能です。ただし、その場合には公費の補助金や交付金の対象外となりますので、独自に財源を調達して、その費用をまかなう必要があります。

国が定めるこれら「法令等」の他にも、地域の実情に応じたきめ細やかな政策を推進するため、都道府県や市町村等の自治体によって「条例」や「要綱」などが制定されています。

【図 1】

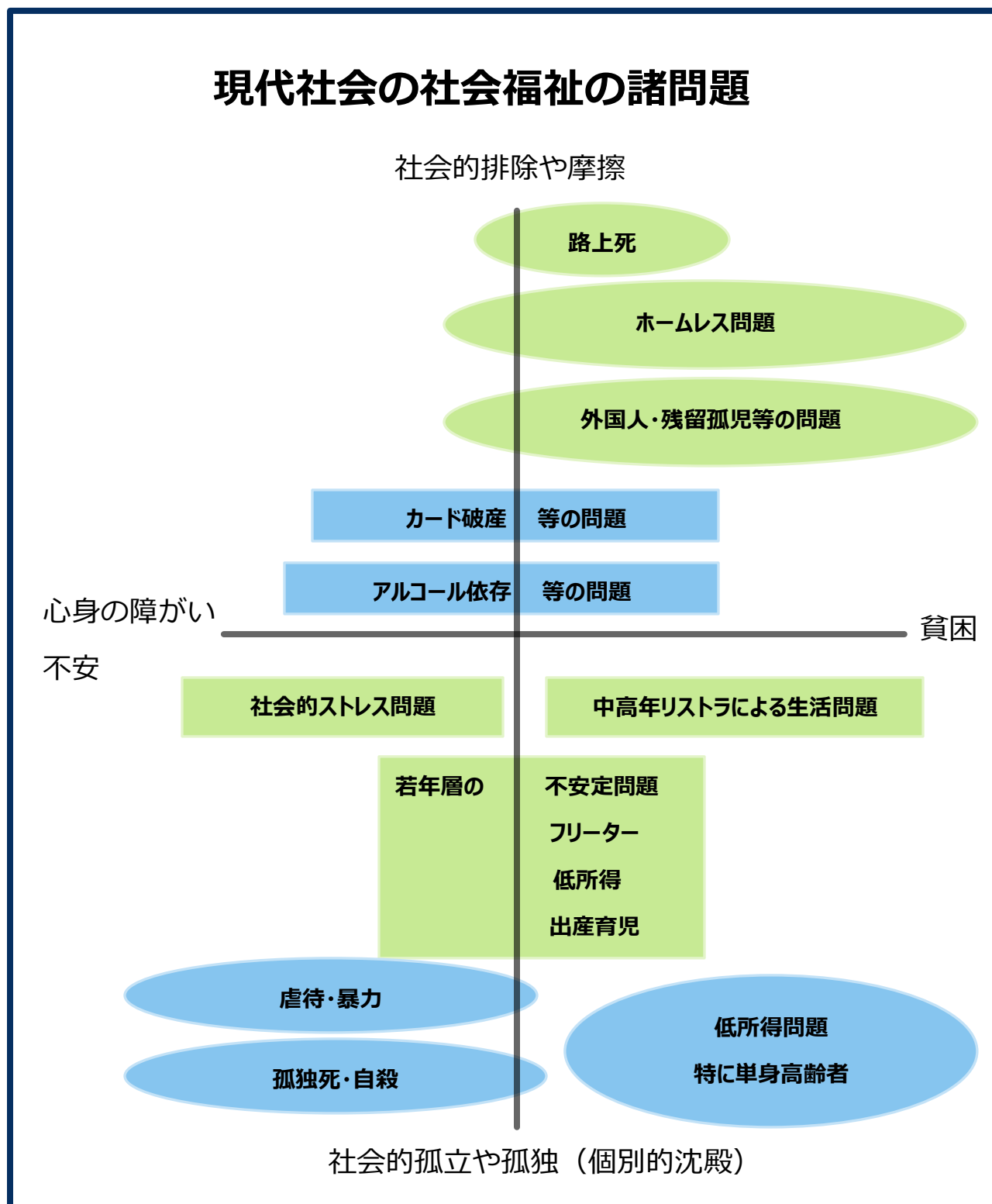


図 1 出典：市民福祉教育研究所

(2) 社会福祉の行政組織

社会福祉行政の実施体制は「図2」のとおりで、国、都道府県、市町村の3層構造になっています。

【図2】

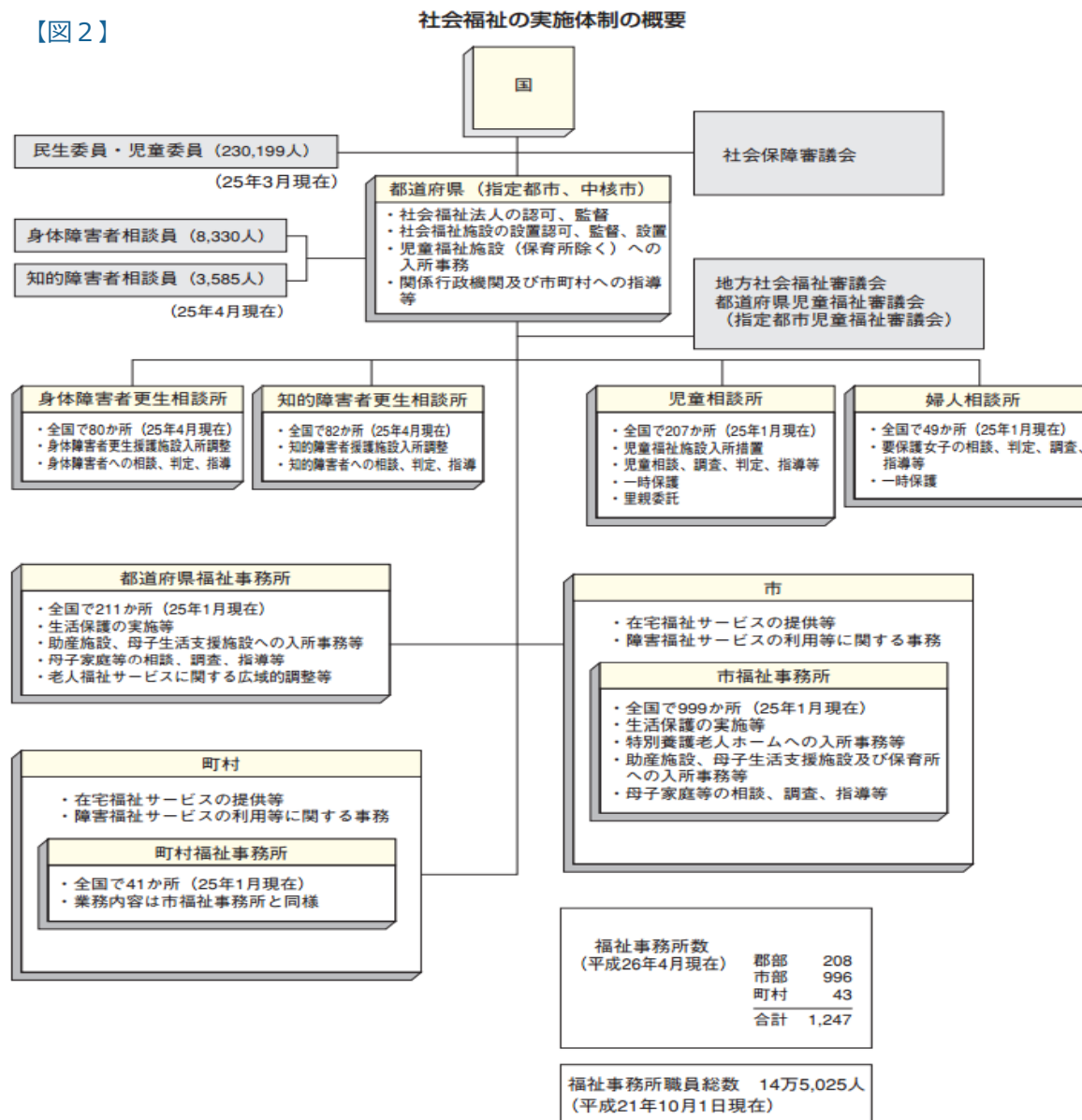


図2 出典 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/14-2/dl/08.pdf>

この3層構造のなかで重要なものは、市町村の役割です。平成2年（1990年）の社会福祉関係8法の改正以来、わが国の社会福祉は、施設から在宅福祉サービスを基調とするものへと転換しました。それに伴い、住民に最も身近な市町村が社会福祉行政の主体となりました。

その後も法改正を重ね、現在では、高齢者、児童（入所事務除く）、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に関する福祉関連の事務事業の主体が、都道府県から市町村に委譲されています。この移譲により、高齢者福祉、児童福祉、身体障がい者福祉、精神障がい者福祉に関する事務事業は、市町村が一元的に取り扱うこととなり、身近な地域における総合的・一体的な相談支援の体制が整うことになりました。

（３）社会福祉サービスの供給組織

社会福祉サービスは、社会福祉施設や各種サービス事業所により提供されます。社会福祉法人は、社会福祉法を根拠として社会福祉事業を実施することを目的として設立される法人であるため、公共性・公益性・非営利性といった基本的な性格を有しており、殆どの社会福祉協議会がこの社会福祉法人格を有しています。

社会福祉サービスの供給主体は、永い間、国や自治体、あるいは社会福祉施設や社会福祉協議会等の社会福祉法人が担ってきましたが、今日ではそれらと並んで、在宅福祉サービスについては医療法人や農協、生協、株式会社等の営利法人、N P O等の市民活動団体やボランティア団体などが担うようになり多様化しています。

（４）社会福祉の活動と事業

地域住民やボランティアが参加して行われる福祉活動（一般的に「社会福祉に関する活動」といいます。）は、元来、自由な活動であり、実施にあたっての規制はありません。ちょっとした困りごとを近隣住民が解決したり、大学生が児童養護施設の子どもたちに勉強を教えたりなど、そうした福祉活動は日常のなかに数多く存在しています。

ただし、課題が複雑であったり、対象が多数存在したり、継続的・安定的な活動が求められる場合は、地域住民やボランティア個人の取り組みではなく、事業として社会的に解決する仕組みを設ける必要があります。これが、「社会福祉を目的とする事業」です。

「社会福祉を目的とする事業」とは、「自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなった個人が、人としての尊厳を保ちながら、家庭や地域のなかで、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活を送ることができる環境を実現することを目的とする事業」です。この中には、国や自治体の事業として、その実施にあたって公的助成ならびに規制が行われているものがあります。もちろん公的助成を受けずに独自で実施しようとする場合には、経営主体等の規制はなく、行政の関与も最低限となります。

この「社会福祉を目的とする事業」の中核となる事業が社会福祉事業です。社会福祉事業は、利用者が自立した日常生活を送る上で欠くことができないサービスを提供する事業であり、社会福祉法第２条で限定列挙されています。この社会福祉事業の実施にあたっては、サービスの安定的供給を確保するために公的助成を通じた普及、育成が行われる一方で、利用者への影響が大きいことから、サービスの質を確保するための強い公的規制がされています。

社会福祉事業は、第１種社会福祉事業と第２種社会福祉事業とに分かれており、第１種社会福祉事業は、より公共性の高い事業であって、当該事業の利用者の人格の尊厳に重大な関係を持つ事業とされています。主に比較的規模の大きな入所系の社会福祉施設を経営する事業が分類されているとともに、第１種社会福祉事業の実施は、国や地方自治体のほか社会福祉法人に限られています。

社会福祉協議会が実施している相談支援や助成事業は、第２種社会福祉事業に位置づけられています。第２種社会福祉事業は、第１種社会福祉事業と比較して、それにより生ずる弊害のおそれが少ない事業とされ、主に在宅福祉サービス事業などが位置づけられています。第２種社会福祉事業の経営主体は、法人であること以外に制限はなく、その経営については市町村等に届出さえすればよいことになっています。

人びとが住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、地方公共団体や社会福祉法人等による社会福祉事業などの公的事业の実施とともに、地域住民（組織）やボランティア（団体）、N P Oなどによる支えあい、住民自身の自立に向けた努力といった、公助・共助・近助・自助が相まった取り組みが不可欠になります。

【図3】

社会福祉事業の「事業主体」と事業内容	
第一種社会福祉事業	第二種社会福祉事業
主に入所系の施設サービス。 原則として、行政及び 社会福祉法人のみが事業運営可能。	主に在宅系のサービス。 株式会社や NPO 法人など、 全ての主体が事業運営可能。
・救護施設、更生施設 ・乳児院、児童養護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム	・老人居宅介護等事業 ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・認知症対応型老人共同生活援助事業

4 社会福祉に働く専門職

（１）社会福祉サービスに関わる専門職制度と資格

社会福祉に従事する人の呼称や職務、資格、働く場所などは、実にさまざまです。社会福祉従事者の固有資格としては、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士などの免許資格のほか、社会福祉主事資格などの任用資格があります。訪問介護員に関するものは、専門研修の修了によって有資格者となります。今後、ますます福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれるなか、また、介護保険法や障害者総合支援法等に基づく質の高い福祉サービスの提供が求められるなかで、サービス提供の根幹となる社会福祉従事者に対する期待が高まっています。

（２）社会福祉協議会職員の専門性と倫理

社協では、各分野でさまざまな職種の職員が働いています。それぞれの職員が専門職としてその専門性を発揮するためには、その職種固有の専門的知識と技術の体得が不可欠です。それに加え、社協の職員であるからには、地域福祉推進の中核的団体の職員として、次のような基本的な態度をもって業務に臨む必要があります。

- ① 福祉サービス利用者の尊厳を尊重する（人権感覚、守秘義務）
- ② 地域住民（活動・事業者団体などを含む）や行政との協働を推進する（パートナーシップ）
- ③ 地域住民の主体性を引き出す（エンパワメント）
- ④ 自らの業務についての説明責任を持つ（説明責任・情報公開）
- ⑤ 地域の社会資源や地域の実情の把握と政策を理解する（地域に根ざした活動の展開）
- ⑥ 地域住民や支援を必要とする人と地域のつながりをつくる視点をもつ（ネットワーキング）
- ⑦ 事業の効率性や評価に対する意識をもつ（コスト意識）

第3章 御代田町社協の主な事業・活動の紹介

この章では、御代田町社協における主な事業や活動について説明します。御代田町社協は、社会福祉法第109条に基づく社会福祉法人として昭和44年（1969年）に設立されました。当時の事務所は、旧御代田町役場内にありましたが、昭和49年（1974年）に旧御代田町福祉センター内に移転しました。その後、平成10年（1998年）に現在の御代田町地域福祉センター（通称ハートピアみよた）内に移転し、平成28年（2016年）の社会福祉法の改正により、組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上、財務規則の強化及び地域における公益的な事業を実施する責務が課せられ、今日に至っています。

【法人理念】

「一人ひとりがつながり、共に歩む地域づくり」

個々の住民が孤立せず、お互いにコミュニケーションを取ることが重要です。例えば、地域のイベントや活動に参加することで、顔を合わせて協力をしたり、困ったときに助け合える関係を築くことが求められます。

また、誰もが参加できるように、地域で多様なニーズを理解し、全ての人が安心して生活できるような環境を作ること重要です。高齢者や子ども、障がいを持つ人など、すべての人が地域で共に歩み、支え合いながら生活できるようにすることを目標とします。

【経営理念】

「住民を主体とし、多様な関係機関との協働により地域福祉の発展を目指す」

住民が自分たちの地域の課題やニーズを理解し、主体的に関わるのが重要です。そして、それに応じて行政や福祉施設、地域団体が一緒になって支援を行い、地域全体で助け合う体制を作ること、より良い福祉サービスを提供し、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが目的です。

「ガバナンスの強化による持続可能な経営」

外部に対しては、組織の運営に関する情報を外部に公開し、透明性を高めることで、地域の人々や取引先からの信頼を得ることができ、信頼性が向上すると、組織の活動が広く支持されやすくなります。

また、組織を安定して運営することで、地域の人々に長期的な支援を続けることができ、地域社会に貢献し続けることができます。

内部に対しては、法人のルールや役割を明確にすることにより、職員一人ひとりが自分の責任を理解し、職員相互の信頼関係を築くことで、組織全体の運営が円滑になります。

組織全体の運営が円滑になることが良好な職場環境の確保に繋がり、組織を安定して経営することで、職員が安心して働ける環境を提供でき、職場の安定性が向上します。

このように、外部と内部両方の信頼関係を高めることで、組織の持続的な運営が可能となります。

1 御代田町地域福祉センター（通称：ハートピアみよた）

ハートピアみよたは、平成 10 年（1998 年）に御代田町が設置し、社協が指定管理者となって運営しています。公共の施設として大浴場や交流スペースがあり、福祉を目的とする交流やボランティア活動の場などを提供しています。また、常設型の災害ボランティアセンターが設置されているほか、災害発生時には緊急避難所や福祉避難所として活用されます。

（１）法人運営

社協の法人運営は、組織運営を支える基盤となる部門として主に総務係が担っています。経理や人事などいわゆる総務的な仕事だけではなく、必要に応じて各部門の事業展開を総合的に調整するとともに、組織の強化や発展的な計画を策定するなど、組織全体の戦略を立て、各事業所に共通する課題等を調整しながら推進していく役割を果たします。具体的には次のような事項を担当します。

（２）理事会や評議員会等の運営

理事会・評議員会は、行政、地域住民や社会福祉施設・団体、当事者組織、ボランティア・NPO 団体等、地域福祉を担うさまざまな方々が理事、監事、評議員となり、社協の基本方針や地域福祉事業、介護保険事業及び障がい福祉事業の方向性などを協議する重要な役割を持っています。

社協の事務局は、理事会や評議員会において課題や取り組み等を十分に理解していただくとともに、活発な議論が行われるように会議の持ち方や添付資料、説明方法等の工夫について常に意識する必要があります。

（３）経理事務と社協全体の財務管理

社協の財政は、全国的にも厳しい状況が続いています。全職員が一丸となって各種事業の収益を上げる取り組みを続けるとともに、補助金や委託金などの情報に留意し、日々の出納や財源確保をはじめとした経理を円滑かつ適正に行うことで、組織全体の多種多様な事業がそれぞれスムーズに実施できるようにする必要があります。

職員一人ひとりが組織全体の収支を念頭に置きながら「経営のための会計処理」を行うとともに、社会福祉法人会計、社会福祉事業、介護保険事業（介護保険法）及び障がい福祉サービス事業（障害者総合支援法）の関係法令等に精通し、社協の社会的倫理責任の追及（コンプライアンス）意識を徹底して適正に経営していく必要があります。

（４）職員の採用、研修、人事労務管理

社協が実施している幅広い事業は、地域住民（利用者）のニーズに 10 年後 20 年後においても対応できるよう、将来を見据えてそれぞれの部門に応じた専門性や経験を持つ人材（人財）を採用していくことが重要です。

また、すべての職員が社協の目的を共通して理解できるような研修制度（OFF-JT）に計画的に職員の参加を促すとともに、日々の業務を通じた日常的な研修制度（OJT）に取り組むことが必要です。各担当者のサービスの質の向上や地域福祉活動の活性化に向けた力を発揮できるように、職責に応じた専門研修やキャリアアップのための専門研修にも積極的に参加を促すことも必要です。

今後は、新入職員の育成と早期（若年）退職防止を図るために導入したエルダー制度や、職員一人ひとりの取り組み態度、能力及び業績を考慮しながら面談を通じて育成につなげるよう導入した人事評価制度を適正に実施していくなど、やりがいをもって成長しながら働くことができる環境づくりが重要です。

（５）社協の発展と連携強化

社協が住民の期待に応えられる組織として発展していくために、常に自らの事務事業を見直し、その成果や課題を評価して計画的に事業を展開する必要があります。法人運営部門では、各事業所等と連携しながら事業計画を策定し、組織全体の持続可能な経営をめざします。

２ 地域福祉事業（受託事業を含む）

社協は、地域住民の参画を基本原則とし、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができる支え合いの地域づくりをめざして活動しています。地域福祉活動の推進については福祉係が先頭に立ち、あらゆる地域福祉活動の立ち上げや運営の支援に携わります。また、相談事業、権利擁護事業、生活資金貸付事業及び各種センターの運営など、御代田町や長野県社協からの受託事業を含めて、多岐にわたる事業を展開しています。

（１）地区社会福祉協議会の組織

御代田町内の各地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）は、昭和 63 年（1988 年）に地縁型で組織化されました。現在は 17 の地域に地区社協が組織化されています。それぞれの活動は、各地の地域性を活かしながら地域内の交流を図る機会を設け、地域福祉に対する理解を深めるさまざまな行事を実施しているほか、いきいきサロンや配食サービス等を展開している地区社協もあります。

また、地域における福祉課題については住民相互で解決していくという理念、いわゆる「互助」、「共助」、「近助」についても地区社協が推進しており、社協は、その側面的な支援の役割を担っています。地域性を活かした地区社協の独自事業を円滑に継続して実施していくためには、当該地区内のあらゆる組織（区、分館、PTA 等）との協働が重要となっています。

（２）いきいきサロン活動の支援

地域には、家族や友人とのつながりが弱く、寂しさや不安を抱えて暮らしている人が少なからずおられます。このような方々が気軽に出处けて交流できる場として、サロン活動を展開している地区社協が増加しています。こうしたサロン活動は、平成 12 年（2000 年）頃から全国的に広がりを見せ、御代田町内においては、地区社協や地区のボランティアグループ等がその立ち上げを担い、全地区においてサロン活動が展開されてきました。

しかしながら、令和 2 年（2020 年）からのコロナ禍による中断の影響を受け、担い手の高齢化や担い手不足の課題が浮き彫りになりました。今後のサロン活動を支えるために、地域の担い手を育成するための学習の機会や情報の提供など、社協の側面的支援はますます重要となっています。

（３）社協だより「みよちゃん」の発行

御代田町内における身近な福祉活動やイベント情報などを紹介し、社協の取り組みを広報するため、広報編集委員（ボランティア）とともに取材や編集会議をもち、概ね 7 月、12 月、2 月の年 3 回、社協だより「みよちゃん」を発行しています。

（４）日本赤十字社御代田町分区事務局の運営

近年は、全国的に大規模な自然災害が多発しています。こうした災害の発生時における初期対応（救急救命）から発災後の避難生活や生活支援までを担うほか、世界各地の紛争等により被害に遭われた方々を救う人道的な支援など、日本赤十字社は広く大きな役割を担っています。これらの活動を支える重要な財源の一つに「日赤社費」が位置付けられており、社協は、「日赤社費」募集等の事務局を担っています。

（５）ボランティア地域活動センターの運営（御代田町受託事業）

社協は、広く住民にボランティアへの参加を呼びかけるだけでなく、社会福祉に関する活動に意識的に取り組む人びとへの支援や協働をすすめるため「ボランティアコーディネーター」を配置しています。さまざまなボランティア活動の拠点として、令和３年（2021年）からボランティア地域活動センターの運営を御代田町から受託しています。

今後、ますます複雑かつ多様化する福祉課題に対応するため、多様なボランティア活動や地域活動の推進が必要不可欠であり、これまで以上に企業等に対しても積極的にアプローチをしていくため、福祉分野以外にも働きかけられるコーディネート力が重要となっています。

① ボランティア活動のコーディネート

福祉係にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動や市民活動に関する情報収集や情報提供及び相談に対応します。ボランティア活動をしたい人からの相談を受け、活動先などを紹介していますが、その活動分野は日常生活に関する身近なことから社会的な分野まで、多岐にわたっています。

② ボランティアプログラムの開発や人材（人財）の育成

ボランティアセンターは、相談に応じて活動先を紹介するだけでなく、ニーズに応じてボランティアの参加を募るサービスを実施するなど、新たなボランティアプログラムの開発が期待されています。こうした活動の財源のひとつは、共同募金における配分金事業と連携しながらすすめています。

③ 災害ボランティアセンター【常設型】

近年多発している自然災害に対しては、日ごろから防災・減災に関する住民意識の向上を図るとともに、発災時に円滑にボランティア活動が実践できるようなネットワークを構築していく必要があります。社協の強みを活かした常設型の災害ボランティアセンターとして、災害に強い地域づくりに向けた講習会や研修会などの事業を展開しています。

④ 福祉教育の推進

福祉教育は、「平和と人権を基盤にした市民社会の担い手として、地域福祉について協同で学びあい、地域における共生の文化を創造する総合的な活動」とされています。また、地域福祉は、住民自身が自らの地域の課題に気づき、さまざまな方々との協働により課題を解決していくことが重要であるとされ、こうした住民の気づきの力や多様な方々への理解あるいは共感する力を培う福祉教育は、地域福祉を進める上での不可欠な取り組みといわれています。

社協は、地域や小中学校、御代田町教育委員会等と協働しながら福祉教育を推進しています。中学校の人権月間における授業に職員を派遣しており、共同募金の配分金事業を活用して小学生の「チャレンジわくわく隊」及び中学生の「サマーチャレンジボランティア」等、体験会や研修会の開催に協力しています。

⑤ ボランティア地域活動連絡協議会の活動に対する支援

近年、町内の各地域には、さまざまな分野のボランティア活動や地域活動が広がりをみせており、こうした活動における団体間の横の連携強化を図りつつ、それぞれのボランティア活動や地域活動の発展につなげていくため、平成４年（1992年）に「ボランティア地域活動連絡協議会」が組織化されています。この事務局を福祉係が担っており、計画に基づいた事業の展開をサポートしています。

⑥ 住民参加型有償在宅福祉サービス「ええっこ」

地域で暮らしていく上で、日常生活での困りごとをちょっと手伝ってくれる人がいればと思うことがしばしばあります。そのような時に、家事の手伝いや病院への送迎、庭の手入れ、話し相手などを住民相互で助け合う仕組みとして、平成 18 年（2006 年）に有償在宅サービス「ええっこ」がスタートしました。

こうした支援が必要な方（利用会員）と支援ができる方（支援会員）が社協に登録していただき、利用会員の依頼を受けて支援会員につなげています。利用会員が遠慮なく頼めるように有償とし、衣類の整理や障子張り、落ち葉の片づけなど、さまざまな依頼に対応しています。

⑦ 買い物マッチングシステム「えんじょの」の運用

交通手段がない等の理由により買い物に困っている方と、その買い物を代行してくださる地域ボランティアをマッチングするシステム「えんじょの」を令和3年（2021年）に導入し、地域の支え合う力を高めていく事業として運用しています。

⑧ 当事者活動団体に対する支援

地域福祉活動推進の一環として、御代田町シニアクラブ連合会、御代田町身体障害者福祉協会及び御代田町戦没者遺族会の団体活動を支援しています。団体活動の連絡調整を担いながら、会員相互がまとまり、既存の制度やサービスの改善を求めるなどのソーシャルアクションにつなげる役割が期待されています。

⑨ 手話教室（交流会）の開催

聴覚障がい者に対する理解を高めることをはじめとして、誰もが暮らしやすい地域づくりを考える機会とすることを目的として、令和6年（2024年）から手話教室（交流会）を開催しています。当事者や手話通訳者の方を講師に迎え、地域住民を対象として手話について学習し、交流する場を設けています。

（6）権利擁護事業の実施

① 日常生活自立支援事業（長野県社協からの受託事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で要件を満たす方に対して、福祉サービス利用の援助、日常金銭管理の支援、重要な書類等の預かりを実施しています。この事業は、介護保険制度の導入により福祉サービスの利用が「措置」から「契約」によるシステムに移行したこと等を受けて、福祉サービスを必要とする方に支援が届くようにするための重要な事業です。社協がもつ公共的、中立的な性格を生かしながら適切に受託事業を実施し、利用者と委託者双方の信頼を得ることが重要とされています。

② 金銭管理財産保全サービス（独自事業）

高齢者や障がい者等が地域で安心して日常生活を送れるように、社協との契約に基づいて日常的な金銭管理や書類等の預かりを実施しています。なお、この事業は「日常生活自立支援事業」と連携を図りながら実施しています。

（7）総合相談事業の実施（御代田町受託事業）

① 総合相談事業

福祉や生活に関するあらゆる相談を受けとめて内容を整理し、相談者に寄り添いながら“伴走型”の支援を継続しつつ、必要に応じて専門相談機関につなげながら福祉サービス等を提供し、さらに住民ボランティアによるインフォーマルな支援やサービスへとつなぎ、課題の解決をめざしていく相談援助活動を御代田町から受託して展開しています。

② 生活困窮者自立支援法における相談事業の実施（まいさぼ出張相談所の設置）

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階において自立を支援する第2のセーフティネットとして法制化されたものです。平成27年（2015年）からは福祉事務所を設置するすべての自治体での取り組みが義務化され、全国的に展開されることになりました。長野県は、「信州パーソナルサポート事業」として長野県社協にこの事業を委託し、「まいさぼ」という名称となって相談窓口が整備されてきました。現在は、経済

的困窮からの自立支援のみならず、当事者が地域においてさまざまな関わりをもって自立した生活を営めるよう支援していくため、地域福祉施策の中核的な事業のひとつに位置づけられています。

必須事業として、自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業及び就労準備支援事業があり、主な任意事業として、一時生活支援事業及び家計相談支援事業があります。必須事業の中心となる自立相談支援事業は、窓口を広くして相談を受けとめ、適切なアセスメントのもとに個別プランを作成し、継続的な支援・見守りを続けながら自立に向けた包括的援助を実施します。

社協内にも「まいさぼ出張所」を設置しており、これまでに取り組んできた各種の相談事業や福祉サービス、そして、これまでに築いてきた地域福祉関係者相互のネットワークを活かしながら、生活困窮者の自立支援に積極的に取り組むことが期待されています。

(8) 生活福祉資金貸付事業の実施（長野県社協受託事業）

生活福祉貸付事業は、低所得者や障がい者、高齢者に対する低利子又は無利子による貸付制度です。民生委員活動のひとつであった生活困窮者への金品持ち寄り運動に端を発し、昭和 30 年（1955 年）に世帯更正資金として制度化され、平成 2 年（1990 年）に現在の事業名に変更されました。災害時には、緊急小口貸付等も実施されます。これらの貸付事業は、貸付そのものを適切に実施することも大切ですが、より重要な視点は、貸付の相談や償還を通じて、民生委員や「まいさぼ」等と緊密に連携しながら利用者に寄り添い、生活の立て直しや自立支援につなげるところにあります。

特に近年は、コロナ禍による経済的な困窮や物価高騰の影響が長期化する中で、地域の身近なセーフティネットとしての役割が期待されています。この資金を必要とする相談者は、経済的な困窮の解消を主たる目的としながらも、失業、引きこもり、孤立など、複合的な生活課題や福祉課題を抱えておられます。既存のさまざまな生活支援やサービス、制度、公共機関等に適切につなげていく社協の役割が極めて重要であり、社協のみならず行政機関や福祉サービス事業者とのネットワークを意識しながら貸付業務を進めていくことが重要です。

コロナ禍が猛威を振った令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）にかけては、休業や解雇等で収入が減少した多数の世帯が特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）を利用しました。現在は、この償還が困難となっている中で新たな生活課題が発生した世帯など、この特例貸付を利用した世帯の生活再建を重点としたフォローアップ事業を展開しており、相談支援体制の強化を図っています。

(9) くらしの資金貸付事業の実施

くらしの資金貸付事業は、低所得者や障がい者、一人親家庭等に対する無利子の貸付制度です。小口の貸付資金ではありますが、連帯保証人を必須条件としています。この資金を必要とする相談者の生活（家計）状況を明らかにすることにより、本人も気付かなかった課題等を整理しながら自立支援の視点を持ち、継続した生活を送ることができるよう適切なアドバイスをしていくことが重要となっており、必要とされる既存の福祉サービスにつなぐ役割もあります。

(10) つながりサポート事業の実施（御代田町受託事業）

内閣府が主管する女性活躍のための交付事業（地域女性活躍推進交付金事業）の一環として、令和 3 年（2021 年）より御代田町から事業を受託しています。「つながりサポート事業」として旧御代田町保健センターの一室に「女性の居場所」を整備し、相談に応じるとともに、専用サイトを運営しています。

女性が抱えている社会的な背景や心身的な事情等によって孤立しがちな方々に寄り添いながらサポートし、社会的な自立に向けて、さまざまな機関と連携しながら事業を展開しています。

(11) ファミリーサポートセンターの運営（御代田町受託事業）

安心して子育てができる地域づくりを目的として、支援を依頼したい方（依頼会員）と支援できる方（提供会員）が互いに支え合う会員組織（ファミリーサポートセンター）を運営しています。0歳から小学生までの子どもを対象とし、保護者が仕事や外出等で不在の間の託児支援及び保育園や学校、習い事等への送迎支援を実施しています。

(12) 生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業の実施（長野県受託事業）

生活困窮世帯に対するセーフティネットの充実を図りつつ、ひきこもりや不登校等により学習の機会が著しく少ない子どもを対象として、教員経験者やボランティアが学習支援協力員となって個別に学習を支援し、子どもの自立を促すとともに家庭への支援につなげています。

3 共同募金配分金事業

共同募金は、戦後間もない昭和22年（1947年）に、市民が主体の民間運動として始まりました。当初は、戦後における復興の一助として被災された福祉施設の再建のために活用されてきました。現在は、社会福祉法を根拠としてあらゆる福祉課題へのアプローチのために共同募金が活用されています。

共同募金の運動期間は毎年10月1日から3月31日まで、募金期間は毎年10月1日から12月31日までとされており、この募金運動を進めるための共同募金委員会の事務局を社協が担っています。

(1) みよた町民ふれあい広場の開催

毎年5月の第2日曜日に開催しています。当初は、障がいがある方が祭りに参加することにより、障がいに対する地域住民の理解を深め、地域の中でともに生活していくためのきっかけづくりとしていましたが、現在は、障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者まで誰もが楽しく参加できる祭りとして定着してきています。

この祭りの準備から運営、片付けまでの一切を実行委員会が担い、実行委員会の事務局として社協が側面的にサポートしています。

(2) 御代田町社会福祉大会の開催

毎年11月頃に開催しています。御代田町内外の福祉関係者等が一堂に集まり、町内における福祉活動団体や個人の表彰（式典）及び地域福祉に関する講演会等を行い、福祉に対する意識を高めるとともに、今後の地域福祉活動等に反映させていくことを目的としています。

(3) フードバンクみよた事業の実施

コロナ禍や物価高騰の影響等により、日々の食事にも困窮されている方々を支援するため、食品ロスをなくす取り組みと併せて、企業や地域の方々等との協働により「フードバンク」を展開しています。また、独自に食糧品等を募集していく「フードドライブ」も実施しています。

(4) 一人暮らし高齢者「むつみ会」の開催

町内の一人暮らし高齢者が孤立することがないように、月1回のサロン等を実施しています。「むつみ会」の内容については、季節にちなんだイベントやボランティアとの交流等、地域のさまざまな方々の協力により実施しています。

（５）小中学生のボランティア体験

福祉教育推進事業の一環として、地域や学校及び御代田町教育委員会と協働して「小学生チャレンジわくわく隊」、「中学生サマーチャレンジボランティア」を実施しています。地域ボランティアや社会資源を活用し、普段経験できない体験や多様な方々と交流することにより、ボランティアや地域活動に対する興味を持つきっかけとしています。

（６）ワークシェアと居場所事業の実施

平成 29 年（2017 年）に長野県社協から受託した「総合相談体制整備モデル事業」を契機として実施しています。現在は、町内の「東京モートロニクス株式会社」から軽作業を受託し、利用者一人ひとりに寄り添いながら居場所を確保しつつ他機関（まいさぼ等）と連携し、自立に向けてのきっかけづくりとして活動を展開しています。

（７）福祉関係団体及びボランティアグループ（地域活動）に対する助成

持続可能なボランティア地域活動とするために、既存のボランティア活動をはじめ将来にわたってボランティア活動を担う人材（人財）の育成についても取り組んでいくことが重要とされています。令和 6 年度（2024 年度）における共同募金の配分金を活用しているボランティアグループ及び地域活動団体は、次のとおりです。（順不同）

- ① 西軽井沢ボランティアグループ つくしの会
- ② あんしんコール「たっしゃ会」
- ③ 御代田町身体障害者福祉協会
- ④ 御代田町シニアクラブ連合会
- ⑤ やまゆり家族会
- ⑥ まるまるくらぶ
- ⑦ 点字グループ 虹の会
- ⑧ ベルハート
- ⑨ 御代田ふれあいファーム
- ⑩ 幸せぶくろサークル
- ⑪ みよたカフェ
- ⑫ 農村女性ネットワーク御代田
- ⑬ 御代田北小学校
- ⑭ 御代田南小学校
- ⑮ 御代田中学校
- ⑯ 御代田町ボランティア地域活動連絡協議会

4 介護保険事業

社協は、長年にわたってさまざまな在宅福祉サービスに取り組んできました。今日まで、より質の高いサービスの提供を追及するとともに、低所得者や困難ケースなどにも積極的に取り組み、地区社協活動やボランティア活動などのインフォーマルな支援との連携を図るなど、社協らしい事業を展開してきました。

平成 12 年（2000 年）から介護保険制度が始まり、保険者（御代田町など）が実施する要介護認定によって介護が必要（要介護又は要支援）と認定された場合、制度上の介護サービスを受けることができるようになりました。平成 27 年（2015 年）からは予防給付（要支援の方に対するサービス）のうち、介護予防訪問介護と介

介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行され、市町村の事業として実施されています。

現在、社協は、居宅介護支援（ケアマネジャー）事業所、訪問介護（ホームヘルパー）事業所、通所介護（デイサービス）事業所及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所 2 か所を運営しています。これらの事業所は、介護保険サービスを提供するのみならず、各事業所がそれぞれ地域住民と協働してサロン運営の支援や介護に関する相談等の窓口的役割を担うなど、地域福祉の拠点としての機能も果たしています。

今後は、在宅福祉サービス利用者に対する支援を在宅福祉サービス部門のみで抱え込むのではなく、地域福祉活動推進部門や在宅以外の福祉サービス利用支援部門等とも連携し、利用者のニーズに添った支援をさまざまなサービスや活動と組み合わせて提供するなど、地域住民や関係機関との協働をより一層推進する必要があります。

（１）居宅介護支援事業所 ハートピアみよた

居宅介護支援事業所は、平成 11 年（1999 年）に長野県の指定を受け、平成 12 年（2000 年）から介護支援サービスの提供を始めました。要介護と認定された方が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービス、地域資源等の適切な利用との調整を図り、自立支援の観点からご本人とご家族を支援しています。平成 29 年（2017 年）からは、御代田町の介護予防ケアマネジメント業務を受託し、重度化の予防に取り組んでいます。

現在、主任介護支援専門員、看護師、社会福祉士、介護福祉士など、複数の資格を有する 4 名の介護支援専門員（ケアマネジャー）が在籍しており、御代田町人権擁護委員との懇談会の開催や社協以外の介護関連事業所とも連携するなど、日々変化するニーズの把握にも努めています。

（２）訪問介護事業所 ハートピアみよた

訪問介護事業所は、平成 11 年（1999 年）に長野県の指定を受けてホームヘルプサービスの提供を始めました。保険者（御代田町など）から要介護と認定された方で、日常生活を営むことに支障がある方に対して、ご自宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護のほか、掃除、調理、洗濯などの家事面における生活を支援しています。また、平成 18 年（2006 年）に長野県の指定を受けて、要支援と認定された方に対する介護予防サービスを始めました。

「いつまでも住み慣れた地域・住み慣れた家で過ごしたい。」この気持ちを支えたいという思いを大切にして、私たちヘルパーは日々利用者のご自宅を訪問し介護サービス及び介護予防サービスを提供しています。自宅で生活をしていく上で欠かせない、食事面や掃除などの生活環境を整え、慣れ親しんだ家のお風呂でゆっくりと入浴してもらうなど、一人ひとりの要望にもお応えしながら暮らしをサポートしています。

（３）通所介護事業所 ハートピアみよた

通所介護事業所は、平成 12 年（2000 年）に長野県の指定を受けてデイサービスの提供を始め、平成 18 年（2006 年）に長野県の指定を受けて介護予防サービスの提供を始めました。

「住み慣れた地域、住み慣れた自宅で自分らしい暮らしを続けたい。」そんな当たり前の望みを支えたいという想いを胸に、日々のサービスを提供しています。季節を感じてもらえる行事を積極的に取り入れ、外気浴への参加、地域のボランティアの方々との交流などを通して、利用者の皆様が「今日一日楽しかった。」と感じられる一人ひとりの想いを形にし、「よかった。」「ありがとう。」と心あたまる、たくさんの笑顔があふれる毎日をめざしています。

① 通所介護事業（介護保険事業・定員 40 名）

介護保険法に基づき、保険者（御代田町など）から要介護と認定された方で、身体上又は精神上的の障がいがあることによって日常生活を営むことに支障がある方等に対し、ハートピアみよたにお迎えして、入浴や排泄、食事等の介護サービスを提供しています。

デイサービスを利用する皆様の自立した日常生活を続けるため、理学療法士の資格を有する職員による生活機能の維持向上のための訓練のほか、言語聴覚士の資格を有する職員による話す、聞く、食べる機能の維持向上のための訓練など、さまざまな機能訓練やレクリエーションを通じた自立支援についても積極的に取り組んでいます。また、在宅での生活を介護するご家族（養護者）に対する支援も重要とされており、適切な介護方法や生活における相談にも対応しています。

② 通所型サービス独自事業及びサービスA事業（介護予防、日常生活支援総合事業）

平成 27 年 4 月の改正介護保険法施行、「介護予防生活支援事業」に基づき、町の事業所指定により実施をしています。利用の該当となる方については、要支援 1、2 の方と包括支援センターの職員が行う、基本チェックリスト該当者が利用でき、通所介護サービス及び介護予防事業サービスに相当するサービスとなっており、機能訓練や日常生活上の支援（食事、入浴※独自のみ等）を行っています。

（４）認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームみよた

グループホームみよたは、平成 16 年（2004 年）に長野県の指定を受け 6 床で開所し、平成 18 年（2006 年）には介護保険法の一部改正に伴い、地域密着型サービスの事業所として御代田町の指定となりました。その後、平成 26 年（2014 年）に 1 床、令和 4 年（2022 年）に 2 床増床して 9 床となり、現在に至っています。

認知症介護の専門知識のある職員が援助しながら食事の支度や掃除、洗濯などの日常生活を介護スタッフとともに過ごし、庭では花を育て、地域のご協力をいただいた畑では野菜を育てており、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で安定した生活を送ることを目標としています。

また、これまで地元区とのつながりが深く、入居者は職員とともに町や地域の行事にも積極的に参加することにより、地域住民のひとりであるという意識にもつながっています。今後もこうした地域活動への参加に加え、独自で開催する夏祭りなどを地域に開放し、世代間交流も実施しながら開かれた事業所として展開していきます。

（５）認知症対応型共同生活介護事業所 サテライト事業所グループホームさくちゃん家

平成 18 年（2006 年）に開所した住宅型有料老人ホーム「ケアホームさくちゃん家」を、平成 26 年（2014 年）に長野県の指定を受けて転換し、8 床の認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームさくちゃん家」として現在地に開所しました。認知症対応型共同生活介護事業所は、認知症の高齢者を対象として、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、共同生活住居で入浴、排せつ、食事などの日常生活上の介護と機能訓練を行い、入居者の能力に応じて自立した日常生活を営めるようにするものです。

現在、要介護度 1 から要介護度 5 の入居者 9 名とともに、家庭的で落ち着いた環境の中で、それぞれに応じた能力を日々の生活の中で生かしつつ、地元区の行事等への積極的な参加に加え、地域の皆様にも気軽に來ていただけるよう、ご家族や地域の皆様に支えられながら交流が図られる事業所をめざしています。

5 障がい者・障がい児福祉事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）は、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、

等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。」ことを基本理念として、障害者自立支援法の改正により平成 18 年（2006 年）に施行されました。

社協が運営する障がい福祉事業は、居宅介護事業、生活介護事業、地域活動支援センター事業、特定相談支援事業、放課後等デイサービス事業、就労継続支援事業（B 型）などを展開するとともに、障がいのある方もない方も、共に地域で安心して暮らしていける共生社会の実現を目指しています。

（１）訪問介護事業所 ハートピアみよた

① 居宅介護事業

住み慣れたご自宅をヘルパーが訪問し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除などの家事及び排泄、入浴、食事の介助など、その他生活全般にわたる援助を実施しています。利用者の自立を支援するという観点から、本人ができることは可能な限り一緒に行い、できない部分を支援しています。

② 同行援護事業

視覚障がいのある方が安心して出掛けられるよう、専門研修を修了した職員による同行援護を実施しています。

（２）通所介護事業所 ハートピアみよた

① 基準該当生活介護事業

障害者総合支援法に基づき、市町村がサービスの提供を認めた方をハートピアみよたにお迎えし、主として入浴や排泄、食事等の介護や、日常生活上の支援（デイサービス）を提供しています。

（３）やまゆり共同作業所（多機能型事業所）

やまゆり共同作業所は、平成 25 年（2013 年）に御代田町からの指定管理者をとなつて社協が運営しています。町から委託されている地域活動支援センター事業、町指定の特定相談支援事業、特定児童相談支援事業及び基準該当放課後等デイサービス、長野県指定の生活介護事業及び就労継続支援事業（B 型）などを実施している多機能型事業所です。

① 地域活動支援事業（定員 10 名）

心身に障がいのある方に対して、社会的孤立を防ぐため、創作活動や生産活動、地域社会との交流の場を提供しています。

② 特定相談支援事業、特定児童相談支援事業

障がい者及び障がい児の方が、障がい福祉サービスを利用する際に必要な「サービス等利用計画書」を作成し、日常的な総合相談を実施しています。

③ 基準該当放課後等デイサービス事業（定員 10 名）

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休みの期間中に、機能向上の訓練や地域社会との交流の場を提供しています。

④ 生活介護事業（定員 6 名）

介護が必要な障がい者及び障がい児の方に対し、やまゆり共同作業所にお迎えして入浴、排泄、食事等の介護サービスを提供する中で、創作活動や生産活動の場を提供しています。

⑤ 就労継続支援事業（B 型・定員 14 名）

疾病や障がいなどの理由により、一般企業などで雇用契約を結んで働くことが難しい方に対して、就労の機会や生産活動の場を提供するサービスです。働くために必要な知識やスキルを身につけられるよう訓練をしたり、支援を受けたりすることができます。実際に「生産活動」を行い、その対価として「工賃」を受け取ることができます。

6 その他事業（受託事業及び独自事業）

（１）御代田町地域福祉センター運営（御代田町受託事業）

御代田町地域福祉センター（通称：ハートピアみよた）は、平成 10 年（1998 年）に御代田町が設置し、社協が指定管理者となって運営しています。

（２）子育て応援ヘルパー派遣事業の実施（御代田町受託事業）

平成 30 年（2018 年）に御代田町がこの事業を開始しました。社協が受託し、訪問介護事業所で実施しています。児童福祉法に規定する「乳児」を養育している者にヘルパーを派遣し、食事、洗濯、掃除、買い物などの日常の家事やおむつ交換、沐浴などの育児に関して養育している者に対する援助をしています。

（３）福祉有償運送サービスの実施

御代田町内に住所を有し、日常の外出時にバスやタクシー等の公共交通機関の利用が困難な方のうち、次の項目のいずれかに該当する方に対して、自立を後押しする観点から安全に配慮し、専門講習を修了した訪問介護事業所の職員が利用者に寄り添いながら移送を支援しています。ただし、町内を発地又は着地とするもの以外を運送することはできません。

- ① 介護保険法に基づく要介護者
- ② 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神保健福祉手帳の交付を受けている者
- ④ 療育手帳の交付を受けている者

（４）家族サポート事業の実施

通院の付添いや入院の準備など、介護保険等の制度サービスだけでは日常生活を維持できない方に必要な部分のサポートを、訪問介護事業所の職員が実施しています。

（５）日中預かりサービスの実施

ご家庭の事情で自宅にいることが困難なとき、又は孤立しがちな方が、通所介護事業所で一日を過ごすことにより、利用者の在宅生活の維持継続やご家族の負担軽減を目的としています。介護保険で賄いきれない部分のサポートとして、介護保険を使わずに実費で受けられる預かりサービスです。